

道の駅かさま移動販売車（キッチンカー）2号車貸出希望者募集要項

1. 目的

道の駅かさまに来場されるお客様利便の向上のため、施設のスペースを活用し移動販売車(以下、「キッチンカー等」という。)で商品販売を行い、施設の魅力を高めることを目的とする。

2. 貸出期間

2025年9月中旬～2025年11月末（1ヶ月単位で更新、初月は9月中旬～9月末）
貸出開始後に下記参加資格を有さない事が確認できた場合は、貸出期間内であっても貸出を中止します。

3. 出店場所

道の駅かさま敷地内（当社が指定する場所）

4. 参加資格

- ・県内に住所を有する個人又は事業者
- ・暴力団など反社会勢力と関係がないこと。
- ・上記目的を理解し施設全体の運営方針に協調し指定管理者からの要請等に協力できる方。
- ・他出店者及び業務関係者と協調、協力できる方。
- ・出店に伴うルール（別紙1）を順守できる方。
- ・積極的に笠間市内の食材等を使用し販売すること。
- ・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する方。
- ・食品営業賠償保険（PL 保険）等に参加していること。
- ・会社更生法に基づき更生手続きの申立及び再生手続き開始の申立てがなされている法人等でない事。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者）でないこと。
- ・申し込み業種について、申込日から過去 1 年以内に行政処分を受けていないこと。

5. 必要書類

- ・移動販売車使用許可申請書（様式1号）
- ・調理師免許写し又は食品衛生責任者写
- ・キッチンカー販売が保険の対象となった PL（生産物賠償責任）保険加入状況がわかる書類写（PL 保険未加入の方はキッチンカー貸出決定後に PL 保険に参加し、営業開始前までに契約内容、保険の保障内容がわかる書類の写しをご提出下さい。）
- ・応募者概要（様式2号）
- ・誓約書（様式3号）
- ・提出出来る方は寄付行為、定款又は商業登記簿謄本（コピー可）
- ・提出出来る方は決算報告書又は財務諸表（コピー可）
- ・提出できる方は会社案内等（事業内容が確認できるもの）
- ・販売メニュー一覧
- ・運転免許証等の身分証明書写し
- ・その他指定する書類（保健所発行の食品営業許可証（写）は営業開始迄にご提出下さい。）

6. 販売可能な商品

当社に提出したメニューの範囲内及び当社が許可した商品とする。
メニュー追加時は事前に届出し許可を得た商品に限り販売可能。

7. 出店時間

原則として、施設開館時間 9 時 00 分から閉館 18 時 00 分までの間とする。なお、状況に応じて出店時間の短縮及び延長は出店者申し出により可能とする場合があります。

8. 出店料

月額施設使用料は①固定賃料＋②変動歩合賃料＋③その他経費の合計額と合計額の消費税で算出します。月単位で翌月末までにお支払いいただきます。

①固定賃料

通常期 50,000円/月×消費税

繁忙期（9～11月）60,000円/月×消費税
（初月は日割り計算）

②変動賃料（下記歩合賃料日額が最低歩合出店料日額に満たない場合は最低歩合出店料日額で算出。）

市内

○通常期 税込売上の15% 繁忙期（9～11月） 税込売上の20%

○最低歩合出店料日額

通常期：（平日）3,000円/（土日祝日）5,000円

繁忙期：（平日）4,000円/（土日祝日）6,500円

市外

○通常期 税込売上の20% 市外繁忙期（9～11月） 税込売上の25%

○最低歩合出店料日額

通常期：（平日）4,000円/（土日祝日）6,500円

繁忙期：（平日）5,000円/（土日祝日）8,000円

※変動賃料は市内、市外共に天候や入込等全体の状況により柔軟に対応します。

※月に20日以上営業を前提に出店料を定めている関係で、月間出店日数が20日未満の場合には不足する営業日数×最低出店料を請求します。

③その他経費

・エアレジ使用料月額3,000円×消費税

・電源に空きがある場合は電気代100円/1時間で使用可能。

9. 申込締切 令和7年9月12日（金）午後5時

10. 提出先

株式会社道の駅笠間・総務グループ

〒309-1621 笠間市手越22番地1

11. 提出方法

メールまたは郵送もしくは持参。

12. その他留意事項

- ・道の駅かさま敷地内に配置するキッチンカーのキッチン部分のみの貸出しとなります。エンジンキーはお渡ししません。
- ・出店場所は道の駅かさま敷地内の道の駅かさまが指定する場所となります。
- ・月に20日以上、土日祝日は全日出店（悪天候等は考慮）する事。
- ・営業時間は平日5時間以上、土日祝日6時間以上とすること。
- ・当社貸与のエアレジにて売上管理すること。
- ・キッチンカーの給水タンクへの給水及び排水時にはキッチンカーを移動する必要があります。キッチンカーの移動は施設管理者側で行います。
- ・調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- ・出店日には自身でゴミ箱と食べ残し用の容器を設置し、ゴミ、食べ残し及び排水と共に各自で持ち帰ってください。
- ・借用期間終了は、設置前と同じ状況へ戻すこと（現状復帰）。なお、出店者の責めに帰する理由により、施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損害額に相当する金額を賠償していただきます。
- ・販売品による事故や苦情は、出店者の責任とし迅速に対応願います。

- ・食中毒予防のため、保健所による改善指導を受けた場合は、速やかに当社へ報告願います。
- ・BGM等の音楽や音響設備等使用、他店に並んでいるお客様への営業目的の声掛け、呼び込みは禁止します。また敷地内の出店許可範囲外での営業活動も禁止します。
- ・販売品の事故、破損、紛失等について、当社は一切責任を負いません。
- ・当社の出店場所の調整及びルール変更に誠意をもって対応願います。
- ・施設の運営方針やルール、出店条件に違反した出店者は即時退去していただきます。その場合、出店者に対して損害が発生しても、当社では一切の責任を負いません。
- ・虚偽申請、参加資格に非該当、連絡なく出店取りやめをした場合は、出店許可を取り消す場合があります。

1 3. キッチンカーの概要

社名：トヨタ タウンエーストラック

初年度登録：令和5年5月

設備：シンク3層、給水200L、排水200L、作業台、コールドテーブル、換気扇、販売窓、室内コンセント、外部電源差込口、室内照明、給水ポンプ、ガスコンロ、ガスフライヤー、ガスボンベ等

お問い合わせ

道の駅かさま 〒309-1621 笠間市手越 22-1

TEL0296-71-5355 Email:info@m-kasama.com

以上